**令和７年度**

**伊勢崎市清掃リサイクルセンター２１**

**緊急時対応体制構築業務委託**

**プロポーザル審査要領**

**伊勢崎市**

**清掃リサイクルセンター２１**

伊勢崎市清掃リサイクルセンター２１緊急時対応体制構築業務委託

プロポーザル審査要領

１　趣旨

　　伊勢崎市清掃リサイクルセンター２１緊急時対応体制構築業務委託のプロポーザル実施にあたり、その審査の具体的な取り扱いについて定める。

２　審査

（１）審査委員

　　副市長、総務部長、企画部長、財政部長、環境部長の５名が審査を行う。

（２）審査方法

1. 一次審査

・本プロポーザルの実施要領の２.業務概要の(３）業務内容について、事業者から提出された、事業実施体制調書等を審査し、企画提案を依頼する事業者を２者選定する。

　なお、参加希望者が２者以下の場合は、１次審査を省略し、２次審査においてプレゼンテーション及びヒアリングによる審査を実施する。

1. 二次審査（プレゼンテーション及びヒアリングの審査）

・事業者から提出された、企画提案書及び提案について、審査並びに採点を行い、評価点の合計が最も高い事業者を最優秀者（優先交渉権者）として１者特定する。

本プロポーザル実施要領　２．業務概要

（３）業務内容

本業務は、本施設に搬入される燃えるごみについて１日あたり３０ｔ、延べ５日間、別途に受入れを行い、緊急時の対応体制の構築を図り、外部搬出を行うものである。

外部搬出にあたっては、本施設からの燃えるごみの積込み、運搬、焼却処理施設における焼却処分及び、燃えるごみを処分した焼却処理施設からの焼却灰の運搬、埋立処理等に係る一連の業務を適正に行うものとする。

また、受注者は、下記について綿密な協議を行うとともに、燃えるごみの処理に関する経過状況や集計結果、課題等の提出を行うこととする。

* 燃えるごみの搬入-搬出に関する導線計画について
* 燃えるごみの仮置き場の設置位置について
* 積込みに必要な重機及び掛かる時間について
* 運搬に必要となる車両の種類及び台数について
* 本業務に係る中間処理施設及び最終処分場等について
* 搬出先の地方公共団体との「事前協議」について

また、プレゼンテーション及びヒアリングの実施時間は、１事業者３０分（提案内容の説明２０分・ヒアリング１０分程度とする。）

また、企画提案書の提出が１者の場合においてもプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、合否を判断する。

（３）審査基準

1. 一次及び二次審査の審査基準は別表第１及び第２に掲げるものとする。

② 評点の算定は、審査基準を基に、各評価項目の配点に次の表に掲げる評価区分に応じた

係数を乗じて算出する。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 評価区分 | 配点基準 | 係数 |
| Ａ | 優良 | １．０ |
| Ｂ | 良い | ０．８ |
| Ｃ | 普通 | ０．６ |
| Ｄ | 劣る | ０．４ |
| Ｅ | 悪い | ０．２ |